



## 医療費通知は、医療費控除の添付書類としてご利用いただけます

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

医療費通知は、医療機関等がかかった医療費の額をお知らせするために、年に3回発送しています。

	発送月	対象診療月
1回目	令和4年10月(発送済)	令和4年 1月から令和4年 5月まで
2回目	令和5年 2月上旬頃	令和4年 6月から令和4年10月まで
3回目	令和5年 6月上旬頃	令和4年11月から令和4年12月まで

### ●確定申告にご利用になる際の注意

3回目(11月・12月診療分)の医療費通知は、確定申告の申告期限に間に合うように通知をお送りすることができません。ご承知おきください。

11月・12月診療分の医療費については、医療機関等から発行された領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、申告手続きを行ってください。



## 令和4年分の確定申告をされるかたへ

お問い合わせ先 納付した後期高齢者医療保険料額については、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。

### 後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除の対象です

後期高齢者医療保険料は、令和4年中(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)に納付した全額が社会保険料控除の対象です。

#### ●特別徴収のかた(年金から保険料を天引きされているかた)

年金の源泉徴収票をご確認ください。(社会保険料控除の対象となる額が記載されています。)



#### ●普通徴収のかた(口座振替や納付書によりお支払いされているかた)

口座振替されている口座の通帳や領収書をご確認ください。  
また、ご自身以外(ご家族のかたなど)の後期高齢者医療保険料を納付書により納付したときは、その納付額の全額が、納付したかたの社会保険料控除の対象となります。

## 確定申告、住民税申告に関するお問い合わせ

- 所得税の確定申告については、所轄の税務署にお問い合わせください。
  - 住民税の申告(※)については、お住まいの市(区)町村の住民税担当窓口にお問い合わせください。
- ※収入がない場合や遺族・障害年金のみを受給しているかたでも、住民税の申告をしていないと保険料の軽減が受けられない場合がありますので、収入の申告をしてください。

## 令和3年度の一人当たりの医療費等について

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

令和3年度の千葉県における後期高齢者の医療費の総額は、7,099億8,693万円となっており、そのうち医療給付費(みなさまの自己負担額を除いた医療費)として6,513億5,797万円を千葉県後期高齢者医療広域連合が負担しています。



千葉県の一人当たりの医療給付費は、75万7,258円となり、前年度72万9,342円と比較し約4%増加しました。

医療費の増加は、みなさまの保険料の増加につながります。健康診査を積極的に受診して健康管理に努めるとともに医療費通知で健康に関する認識を深めていただくなど、医療費の適正化にご協力をお願いします。

	令和3年度	前年度(令和2年度)	増減
医療費の総額	7,099億8,693万円	6,720億2,081万円	+379億6,612万円 (+5.65%)
医療給付費の総額	6,513億5,797万円	6,161億3,522万円	+352億2,275万円 (+5.72%)
一人当たりの医療給付費	75万7,258円	72万9,342円	+27,916円 (+3.83%)

※医療費の返還金等を差し引いた額のため、決算状況の医療給付費とは一致しません。

## 医療費の返還を求める場合があります

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

適正な医療の給付を図るため、以下のような場合は支払いを求める納付書をお送りしております。

#### ●被保険者資格の喪失等に伴う医療費の支払い

当広域連合の資格がない期間(例:千葉県から転出した後や生活保護を受給した場合など)に、当広域連合の被保険者証を使用して医療機関等を受診した場合、当広域連合が負担した医療費を返還していただきます。

#### ●負担割合の変更に伴う差額分の支払い

所得の修正申告等により、医療機関等の窓口でご負担いただく自己負担割合が遡って変更となり高くなった場合、差額分を返還していただきます。



申請により  
保険料や医療費の自己負担額の  
減免が受けられる場合があります

詳しくはお住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。

- 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が亡くなった、または重篤な傷病を負った
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる
- 災害により住宅等に著しい損害を受けた
- 事業の休廃止や失業等により収入が激減した

# ちば広域連合だより

第33号

URL  
<https://www.kouiki-chiba.jp/>

千葉県人口**6,275,278**人(令和4年10月1日現在) 被保険者数**903,633**人(令和4年9月30日現在)  
※本文中の被保険者とは、後期高齢者医療制度の被保険者のことを指します。

## 健康状態を確認しましょう

1年に1回、健康診査を受けることで

- ◎自分が健康であることを、確かめることができます
- ◎自覚症状が出る前に、病気のきざしを知ることができます
- ◎病気を予防したり、病気の悪化を防いだりするための生活の工夫を知るきっかけになります



すでに病院を受診されている方も、現在のからだの状態を知ること、自分の健康管理に役立たせることができますので、健康診査を受けることをお勧めしています。



後期高齢者医療に加入されている方の健康診査は、お住まいの市町村で実施されています。市町村ごとに取り扱いが異なりますので、健康診査の実施時期や内容、申し込み方法などの詳しいことは、お住まいの市(区)町村窓口にお尋ねください。

### フレイル(虚弱)の進行を予防するために

- 座っている時間を減らしましょう
- ラジオ体操やスクワットなどの筋トレなどで筋肉を維持しましょう
- しっかりバランス良く食べましょう
- 毎食後、寝る前に歯を磨きましょう
- 電話などを利用した交流をしましょう



## 医療費通知は、医療費控除の添付書類として ご利用いただけます

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

医療費通知は、医療機関等がかかった医療費の額をお知らせするために、年に3回発送しています。

	発送月	対象診療月
1回目	令和4年10月(発送済)	令和4年 1月から令和4年 5月まで
2回目	令和5年 2月上旬頃	令和4年 6月から令和4年10月まで
3回目	令和5年 6月上旬頃	令和4年11月から令和4年12月まで

### ●確定申告にご利用になる際の注意

3回目(11月・12月診療分)の医療費通知は、確定申告の申告期限に間に合うように通知をお送りすることができません。ご承知おきください。

11月・12月診療分の医療費については、医療機関等から発行された領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、申告手続きを行ってください。



## 令和4年分の確定申告をされるかたへ

お問い合わせ先

納付した後期高齢者医療保険料額については、お住まいの市(区)町村の後期高齢者医療担当窓口にお問い合わせください。

### 後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除の対象です

後期高齢者医療保険料は、令和4年中(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)に納付した全額が社会保険料控除の対象です。

#### ●特別徴収のかた(年金から保険料を天引きされているかた)

年金の源泉徴収票をご確認ください。(社会保険料控除の対象となる額が記載されています。)



#### ●普通徴収のかた(口座振替や納付書によりお支払いされているかた)

口座振替されている口座の通帳や領収書をご確認ください。

また、ご自身以外(ご家族のかたなど)の後期高齢者医療保険料を納付書により納付したときは、その納付額の全額が、納付したかたの社会保険料控除の対象となります。

## 確定申告、住民税申告に関するお問い合わせ

●所得税の確定申告については、所轄の税務署にお問い合わせください。

●住民税の申告(※)については、お住まいの市(区)町村の住民税担当窓口にお問い合わせください。

※収入がない場合や遺族・障害年金のみを受給しているかたでも、住民税の申告をしていないと保険料の軽減が受けられない場合がありますので、収入の申告をしてください。

# 令和3年度の一人当たりの医療費等について

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

令和3年度の千葉県における後期高齢者の医療費の総額は、7,099億8,693万円となっており、そのうち医療給付費（みなさまの自己負担額を除いた医療費）として6,513億5,797万円を千葉県後期高齢者医療広域連合が負担しています。



千葉県の一人当たりの医療給付費は、75万7,258円となり、前年度72万9,342円と比較し約4%増加しました。

医療費の増加は、みなさまの保険料の増加につながります。健康診査を積極的に受診して健康管理に努めるとともに医療費通知で健康に関する認識を深めていただくなど、医療費の適正化にご協力をお願いします。

	令和3年度	前年度(令和2年度)	増減
医療費の総額	7,099億8,693万円	6,720億2,081万円	+379億6,612万円 (+5.65%)
医療給付費の総額	6,513億5,797万円	6,161億3,522万円	+352億2,275万円 (+5.72%)
一人当たりの医療給付費	75万7,258円	72万9,342円	+27,916円 (+3.83%)

※医療費の返還金を差し引いた額のため、決算状況の医療給付費とは一致しません。

## 医療費の返還を求める場合があります

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

適正な医療の給付を図るため、以下のような場合は支払いを求める納付書をお送りしております。

### ●被保険者資格の喪失等に伴う医療費の支払い

当広域連合の資格がない期間（例：千葉県から転出した後や生活保護を受給した場合など）に、当広域連合の被保険者証を使用して医療機関等を受診した場合、当広域連合が負担した医療費を返還していただきます。

### ●負担割合の変更に伴う差額分の支払い

所得の修正申告等により、医療機関等の窓口でご負担いただく自己負担割合が遡って変更となり高くなった場合、差額分を返還していただきます。



申請により  
保険料や医療費の自己負担額の  
減免が受けられる場合があります

詳しくはお住まいの市(区)町村の  
後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。

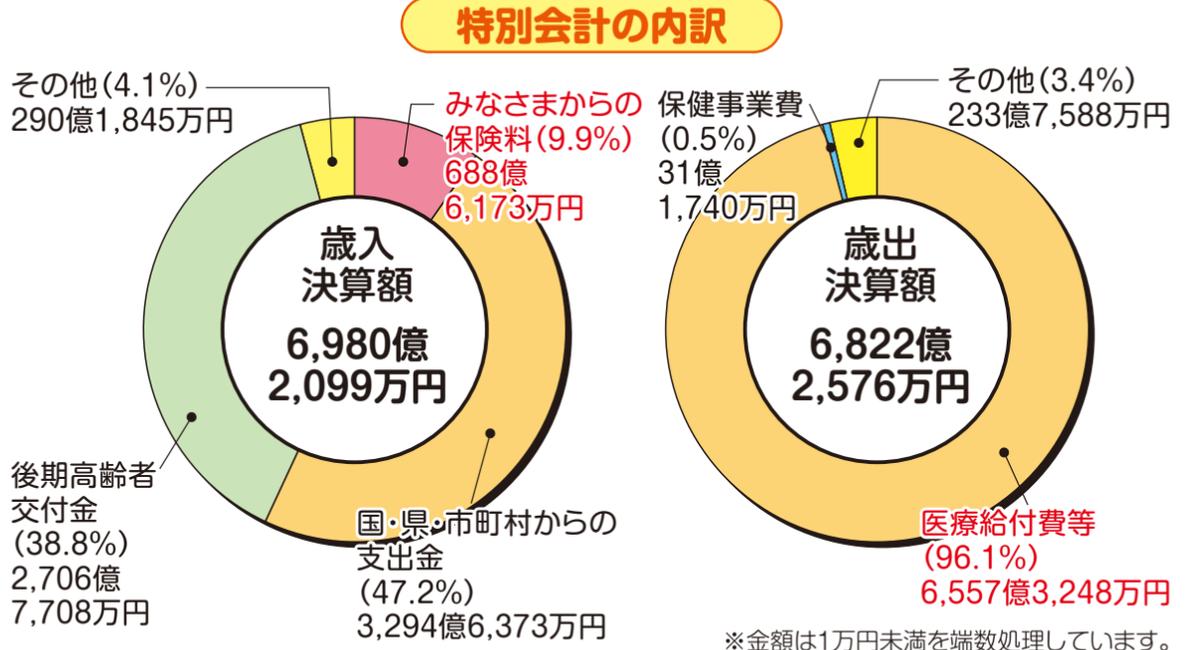
- 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が亡くなった、または重篤な傷病を負った
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる
- 災害により住宅等に著しい損害を受けた
- 事業の休廃止や失業等により収入が激減した

# 令和3年度の決算

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

後期高齢者医療の保険制度を運営するための「特別会計」の令和3年度決算は、歳入決算額(収入)6,980億2,099万円、歳出決算額(支出)6,822億2,576万円となりました。

歳入歳出差引残額の157億9,523万円は、令和4年度へ繰り越しました。



# 令和4年第2回広域連合議会定例会が開催されました

お問い合わせ先 議会事務局 ☎043-216-5011

11月8日に、千葉市内で令和4年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

定例会では、広域連合長が提出した、令和4年度特別会計補正予算案や令和3年度特別会計歳入歳出決算の認定議案など7件が審議されました。

一般質問には3人が登壇し、後期高齢者医療制度と広域連合の運営についての質問が行われました。

## 第2回定例会の議案と議決結果

(会議録は、1月にホームページに掲載予定です)

- 議案第1号** 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について **可決**
- 議案第2号** 専決処分の承認を求めることについて (職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について) **承認**
- 議案第3号** 専決処分の承認を求めることについて (職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について) **承認**
- 議案第4号** 令和3年度一般会計歳入歳出決算の認定について **認定**
- 議案第5号** 令和3年度特別会計歳入歳出決算の認定について **認定**
- 議案第6号** 令和4年度一般会計補正予算(第1号) **可決**
- 議案第7号** 令和4年度特別会計補正予算(第1号) **可決**

(議案名中の『千葉県後期高齢者医療広域連合』は省略)

## 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿 (議員定数54人) (令和4年11月8日第2回定例会 現在) 敬称略

市町村名	議員名
旭市	宮内保
我孫子市	茅野理
いすみ市	半場新一
市川市	久保川隆志
一宮町	大橋照雄
市原市	橋本秀和
印西市	中澤俊介
浦安市	末益隆志
大網白里市	秋葉好美
大多喜町	麻生勇
御宿町	玉井茂夫
柏市	岡田智佳
勝浦市	岩瀬義信
香取市	奥村雅昭
鎌ヶ谷市	森谷宏
鴨川市	川股盛二
木更津市	石井徳亮
君津市	野上慎治
鋸南町	鈴木辰也
九十九里町	中村義則
神崎町	高橋正剛
栄町	藤村勉
佐倉市	中村孝治
山武市	加藤忠勝
酒々井町	齊藤博
芝山町	岩澤達弥
白子町	竹内陽子
白井市	(改選予定)
匝瑳市	在原直樹
袖ヶ浦市	菅澤環
多古町	鈴木正一
館山市	森山和博
千葉県	地下誠幸
長生村	阿井市郎
長南町	和田和夫
東金市	相京邦彦
東庄町	大網正敏
富里市	布川好夫
富山町	岡部弘安
流山市	野田宏規
習志野市	飯生喜正
成田市	大倉富重雄
野田市	山口克己
富津市	石井志郎
船橋市	鈴木和美
松戸市	市川恵一
南房総市	長谷川博
睦沢町	久我眞澄
茂原市	中山和夫
八千代市	小菅耕二
八街市	木下映実
横芝光町	川島富士子
四街道市	阿部百合子

千葉県後期高齢者医療広域連合は、県内54市町村の議会議員から選ばれた議員で構成され、広域連合の条例の制定・改廃や、予算案などの審議・議決を行う機関です。

次回の広域連合議会定例会は、令和5年2月13日(月)に開催する予定です。

**お問い合わせ 千葉県後期高齢者医療広域連合** 千葉県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度を運営する特別地方公共団体(自治体)です。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ  
(千葉県後期高齢者医療広域連合コールセンター)

**0570-080280**

- 本紙、広域連合の運営について 総務課 ☎043-216-5011
- 保険料、被保険者の資格について 資格保険課 ☎043-308-6768
- 保険給付、保健事業について 給付管理課 ☎043-216-5013
- 議会について 議会事務局 ☎043-216-5011

受付時間/午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く) 各課共通FAX 043-206-0085